

2020年2月10日

株式会社淡島ホテル債権者による

第9回「淡島ホテルを守る債権者の会」ご報告

記

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

2020年2月1日、静岡県・淡島ホテル他関連会社への債権者、約135名が集まり、第9回「淡島ホテルを守る債権者の会」を行いました。以下はその議事録となります。

会合の議事録

◆弁護士・原和良氏（弁護士法人パートナーズ法律事務所）からの報告

第1 この間の動きと活動状況

1) 2019年12月20日、静岡地方裁判所沼津支部が株式会社淡島ホテルに対し、破産手続開始決定をした。この決定は、債権者ら7名が2019年7月に申し立てたもので、淡島ホテルはこれに抵抗している。裁判所は今の財務状況、経営状況についての資料を出しなさいと、淡島ホテルに指示を出している。

ところが淡島ホテルとオーロラは一切、裁判所のいうことを聞かない。決算書も提出されなかったので、時間がかかり7月の申立が12月に決定したという経過がある。いずれにしても、いろいろな債権者側の資料、我々の資料も含めて裁判所に提出をした結果、これは支払不能の状態、債務超過の状態だということは間違いないということで、12月20日に破産手続きの開始決定を出した。

会社の謄本を取ってみると、決定が出る10日ほど前、12月10日に株式会社淡島ホテルという名前が変更になっている。株式会社AWHというのが、今の淡島ホテルの名前である。いよいよ破産手続き開始決定がでようとする時に、「淡島ホテルなんてもうありません」ということを裁判所に言うために名前を変更して逃げようとした。本社の登記も本土側、島側でなく、陸側の社員寮に移した。最後の悪あがきをしたようだ。

破産管財人には、沼津の弁護士の近藤浩志氏が選任された。淡島ホテルの債権者とわかっている方については、裁判所から資料の一番後ろのページにあるような、破産手続きの開始通知が送られてきていると思う。7月3日に申し立てをし、12月20日に破産手続き開始決定ということで、破産管財人の連絡先、そして、今後5月26日に沼津市民文化センター大ホールというところで、債権者の皆様が参加する資格がある管財人業務の報告の集会有ることが示されている。ここで管財人の方の淡島ホテルにどうい

う資産があるのか、どれだけ資産があり、どれだけ回収できたのか、あるいは今後できる見込みなのかという管財人業務の見通しの説明があることになっている。

2) A 警察署において、長田浩行氏に対する有印私文書偽造、詐欺、つまり偽造の文書を使ってお金を騙し取ったということの、刑事告訴の手続きを行っている。正式な受理には至っていないが、すでに警察署の方ではいろいろな捜査は開始をしている。確実に捕まえられる状況を今、一緒に作るために最後の詰めをやっている。

3) 2020年1月28日に弁護士と世話人会のメンバーで沼津の弁護士会館で破産管財人の弁護士たちと会談、意見交換と情報交換をした。

第2 破産管財人との懇談について

1) 非常に大きな事件で、一人の管財人では手に負えないことから、管財人を補佐する管財人代理という地元の弁護士が2人任命されている。近藤弁護士のほかに、代理として南条弁護士、内笹井弁護士の3名が破産手続きの業務を裁判所から選任されている。当方は世話人ら4名、弁護士3名で協議、懇談してきた。

2) この会がどういう会で、どういう活動をしてきたかという説明をした上で、要望も伝えてきた。詳しくは時間の関係で省略するが、今の破産管財人の状況や考えていることなど、貴重な情報を得られたのではないかと思っている。

管財人はこの破産手続きが債権者申し立てなので、会社からの情報が全く入ってこない、こういう極めて情報が少ない中で業務をしなければならない、大変な事件だと仰っていた。要望の中で、竹虎をはじめとしたオーロラグループ、長田を中心とした旧経営陣に対して、徹底的に責任追及してほしいということも話した。

3) 管財人の主要な業務は、あくまでも財産としてあるものをお金に変えて、お金をプールし、できれば債権者の皆さんに分配していくこと。やみくもに責任追及だけをしていくわけにはいかない。そこは役割の違いがあるので理解をしてほしいというお話があった。

そういう意味では、この債権者の会は債権者の方の利益を最大限に追及するが、破産管財人は債権者の会と共同歩調を取ることもあるが、債権者の会に入っている人だけの管財人ではない。債権者の皆さんは平等に接する必要があるので、同じ方向は向いているが、役割が違う。そこは、理解してくださいというお話だった。

5月26日の報告集会で、詳しい業務の経過を報告がされるはずである。簡単な事件の場合は1回の報告集会で手続きが終わるが、この淡島ホテルの破産事件は、おそらく1回では終わらないと考えたほうがいい。1回目の報告集会在5月だが、おそらく第2回の集会在秋頃に設定されるだろう。途中途中で、業務の報告をしながら、最終的にやることがなくなった時点で、業務が終了するという流れになってくる。

現状の方針を口頭報告しますと、昨日か一昨日に初めて管財人が淡島ホテルに行っている。現状、まだグッドリポートが営業活動をやっている。すなわち、まだ管財人の手

元に**経営権が掌握されていない、奪還されていない状況である**。何が障害になっているかという、淡島ホテルの事業についてグッドリゾートが事業譲渡を受け、営業活動を掌握していることになっているので、淡島ホテルの管財業務とは関係ないところに営業権がある。そのため、グッドリゾートが自由に営業できるというのが彼らの主張である。

管財人としては、この事業譲渡そのものが皆さんたち、債権者たちからの追及を免れるために、詐欺的に事業を譲渡した形を取っているだけじゃないかを見ていて、否認権というが、この**事業譲渡は無効である**ということをして今後、追及していくことになるであろう。なぜかという、グッドリゾートは淡島ホテルが持っている建物を使って、そこに宿泊をさせて料金を取っている。ところが淡島ホテルには一切お金が入ってこなくて、**事業譲渡を受けたグッドリゾートが全部、そこでの売り上げを持っていっている**というのが、ずっとこの間、続いている現象である。ホテルに対して預金などいろいろなものを差し押さえた債権者の方もいるが、結局、いつ行っても淡島ホテルという会社にはお金がない、現金もない。そして、グッドリゾートで宿泊費等、お金を集めるというトリックを使っている。このトリックによって、皆さんにはお金を返済せずに、自分たちがお金だけを持ち去ることができている。こういう構造になっているので、これを管財人としては否認をして、経営権を取り返すという準備を進めると予想される。

普通の破産事件は、否認権を行使しますという、分かりましたということで済むが、おそらくグッドリゾートはそうはいかない。**否認権行使は無効だ、営業譲渡は有効だと突っぱねるだろうと予想している**。そうすると、破産管財人としては、**裁判を起こして、事業譲渡は無効という判決をもらわないと経営権を取り返せない**。おそらく、今準備をして資料を集めているが、5月の集会の段階で果たしてどこまで否認権の裁判が進んでいるか。通常の事件よりも否認権裁判は早く終わるが、そうは言っても何カ月がかかるだろう。5月の段階ではグッドリゾートが、淡島ホテルの営業をしている可能性もある。

この点は、管財人の奮闘に期待したい。

4) 管財人は、会社から全く情報が入ってこないという状況なので、**我々債権者の会が独自に集めた情報や、いろいろな詐欺まがいの契約の契約書や、刑事告訴等のいろいろな資料を提供していきたい**。必要があればどんどん資料は提供していくので、オーロラの抵抗を乗り越えて、債権者のために手続きを行ってくださいということで、協力を約束してきた。

管財人にとっては、この債権者の会がなければ、本当にお手上げというところを、みなさんがこのように力を合わせてやっていることが、手続きに大きな力になっていると思う。

5) また、話題になったのは淡島ホテルの建物の処理の問題である。破産をすると、管財人が所有建物を売却してお金に換えるなり、売却して新しいホテル事業者に引き継いで、その代わりお金を回収するという手続きになってくる。このホテル建物の処分をどうするかが、大きな焦点になってくるという認識は、我々とも一致している。

淡島ホテルの建物が厄介なのは、**200数十人の共有持ち分権者がいる**こと。代物弁済という形で自分の貸したお金の一部を建物の持ち分権ということで、交換をしたという方が200名近くいることである。また、持分所有権の売買契約ということで、代物弁済ではないけれど、6300分の幾つかを何十万かで購入して、持分所有権者になっている方々も数十名いる。きれいな形（完全な所有権）でホテルを次の人に売却する必要がある。この権利者たちの権利が全部消えてしまわないと、いろいろな問題が後で起きてくるので、きれいにできるという条件が揃わないと、建物はなかなか高く売れない。

その一方で、どうしても売れない場合は、**競売手続き**といって強制的に裁判所で入札をして、一番高く買った方に所有者になってもらうという手続きを取ることになる。その場合には、持分を持っている方は抵当権をつけた人よりも譲渡の時期が遅く、優先順位が低いので何の権利も保証されない。権利が消滅してしまうということになる。できるだけ、うまく任意で高く買ってもらう手続きを進めたいが、そうすると、200数十人の共有者の人たちと協力関係を作らないと、処分ができない。裏を返せば、そういう処分ができないように、**嫌がらせのために共有持ち分を売ったのではないかと**見ることが出来る。非常に悪質な行為ではないかと感じている。

7) 最後に、感想であるが、我々の側が持っている情報や管財人をサポートするような他の側面からの長田の追及、オーロラの追及……刑事告訴もその一つだが、そういう**情報提供とサポートをしていくことがこの会の大事な役割**だと感じる。逆にそのサポートがあまりできないと、管財人としてもできないものはできないので、これ以上、この事件でやれることはないという可能性もある。**破産はしたけれど、債権者にはもちろん何も入ってこないし、何も真相が究明されないままに破産手続きが終わってしまう可能性**である。オーロラは、株式会社淡島は失うことになっても、また他のところ、長泉ガーデンなどで悪さを続けていくことになりかねない。ホテル建物も競売になったら自分たちが落とそうと、オーロラは考えているらしい。そうすると競売になったら、またオーロラが所有して、また悪いことを繰り返すということで、何の解決にもならない。そこは裁判所や管財人とも協力をしながら、この会でしっかりと活動をしていくことが必要だと思っている。

第3 今後の方針

1) 債権者の会をもっと大きく

まず、管財人の現状、裁判所の現状から、管財人にしっかりと仕事をしてもらうためには、**債権者の会をもっと強く、大きくする必要があるのではないかと**いうことを呼び掛けたい。世話人会の中でもいろいろな議論があったが、100人の小規模な会で締め切って、100人の利益だけ考えればいいというのではなく、**もっともって会員を増やして、オーロラを追い詰めていくことが必要**との結論に達した。オーロラに舐められて手続きが終わるのではなく、管財人にも情報提供をして、ある意味、プレッシャーもか

けて、一緒に協力して徹底追及をしようという方向に持っていくには、もっとたくさんの方々に会に入ってもらい、圧力をかけていくことが必要ではないかということである。そうしないと、せっかくここまで会を立ち上げて、また債権者の代表の方が破産を申立てし、数千万円にも及ぶ予納金も収めて破産手続きに追い込んだのに、痛くもかゆくもないという結果になりかねない。それはオーロラの思う壺である。それを許さないために、大きな会を作ろうということと呼びかけている。このことは、今後、淡島のホテル建物を新しい事業者の元で運営していく上で、すでに新しいホテルを協力してサポートしてくれる、そういう皆さんがいるということになれば、新しい事業者のサポートにもなるし、スムーズな経営権の移行にも貢献することができる。

2) 債権者の会の意義

(1) それから、債権者会の意義ということで、一言申し上げておく。よく問い合わせがあるのが、「会に入るといくらお金が戻ってくるのか」「会費を収めるとどれくらいの見返りがあるのか」。会に入るといことは投資ではないので、そこはいくら戻ってくるかというのは、同じ被害者の世話人が言える話でもないし、我々弁護士が保証できる話ではない。率直に言って、回収を保証することはできないし、やってみないと分からない部分があることを、ご理解をいただきたい。

(2) さらに言うと、債権者の会の活動、皆さんの債権、貸したお金を回収するという活動は、**一般論からいうとすごく困難な類型の事案だ**と思っている。多くの債権者の皆さんが、弁護士等の専門家の力を借りて訴訟をやったり、差し押さえをやったりされている。それで満額返ってきたという人は誰もいない。むしろ弁護士費用のほうが高かった、何も回収できなかったという人がほとんどだと思う。そのくらい淡島ホテルや、長田グループには回収する資産がない状態だということは明白。なおかつ、この間、破産開始決定が出ているわけだから、破産手続きが出るということは、払えない状態ですという結びつきを示すもの。**通常こういう破産の場合は3%の配当があれば、すごく高配当と言われている**。利息ではなく、1千万円の債権があつて、30万円戻ってきたら、それは素晴らしい回収率ということである。この淡島の場合は、限りなくゼロに近い。管財人が一生懸命頑張っても、皆さんへの配当ということでは、税金の滞納もあるし、社会保険料の滞納もある。それから、抵当権、優先権を持っている担保権を持つ方もいるわけで、そうすると一般債権者である皆さんへの配当はないものだという前提で、あまり期待をしないほうがいい。

(3) しかも、今日の時点でも新しい被害がどんどん出ていて、会員権を買えばリターンがあるとか、ひょっとしたらマリパークが3年後に上場するんじゃないとか、それを信じて、まだお金を出している人がいる。一般論でいうと回収が困難な事案であることは明らかである。

それなのに、なぜこの会を立ち上げて、協力してやっていこうかというところを、もう一度確認していく必要があると思っている。

昨年の初め頃にこの会を発足させた世話人の方々は、真相の究明をきちんとすべきじゃないかと言っている。つまり、自分たちが出したお金がどこに行ったかが、現状は全く分からない。一部長田さんに渡したお金が長田氏のポケットに入っているらしいというところまでは分かっている。しかし、今現在、淡島ホテルとマリナーパークと長田事業者、長泉ガーデン、ここはオーロラに株を譲渡して竹虎の支配下にあるわけだが、そこに入ったお金は全部グッドリゾートに流れている。売り上げは全部グッドリゾートに流れて、そのお金はどこにプールされているか、どこに使われているのか、これが全く分からないということで、一方で営業をやりながら、売り上げが立っているのに、そのお金が一切皆さんの返済に回らない。この繰り返しをやっているのが、この3～4年の経過。この真相をきちんと解明する必要があるし、淡島ホテルが取得すべきお金があるなら、そこは管財人の仕事になるが、管財人がグッドリゾートからそれを取り返すということをやってもらわなければならない。

それから、管財人の手の届かないところ、淡島ホテルの回収する権利がないところについては、むしろ債権者の方、債権者の会には淡島ホテル以外の東京アソシエイツや、長泉ガーデン、長泉山荘など他のグループに対して権利を持っていて被害に遭っている人もいる。その辺は、グッドリゾートが当然関与しているから、我々の方で真相を究明して、回収できるものは回収していきたい。

それから、彼らは一見、法律の網をくぐり抜けているように見えるが、よく見ると法律に引っかかっているところもある。違法行為を続けている事業者には、社会的に相応の責任……つまり民事の責任、行政、刑事の責任をしっかりと取ってほしい。特に、長田氏は今、雲隠れをしているが、きちんと警察に捕まえてもらって、裁判にかけてもらって、きちんと刑務所の中で償ってほしいと。そういう社会的に相応の責任を取ってもらうことも考えている。今まで長田氏だけに力を集中していたが、やはりオーロラやグッドリゾートがやっている商売もいろいろな法律に引っかかる場所があるとみている。どこでどういう告訴、告発をしてくかはもう少し検討が必要だが、今の営業形態はやらせないという、行政的な営業停止や、刑事的な処罰や、その辺の責任を取らせるということが大切だと思っている。繰り返しになるが、長田氏にはこのような大被害を出したことに對して、責任を取ってほしいという思いもある。その責任をはっきりさせることが、被害者を再発させないということにつながると考えている。

このまま長田氏やオーロラがやっていることが誰からも咎められないということになると、この日本は悪いことをやったもの勝ちになってしまう。健全な社会秩序が保たなくなる。こういう思いが、役員の方々の中には強くある。オーロラは、我々がそのうち諦めて、追及がゆるくなると見越して動いているところがある。多少、文句が出て

も全然痛くもかゆくもない。どうせやっても無理と、皆さんが諦めるのを待っている。泣き寝入りすれば、思う壺だと思う。

皆さん自身、真面目に働いて真面目に事業をやって、真面目に節約をしてお金を貯めて、投資したりしたお金だと思う。一生懸命、働いて築いた、あるいは親からの資産を騙されていることに対して、黙っていられないと怒りが原動力になっていると思う。そういう意味では、会費を払っていくら戻ってくるかということだけが、この会の趣旨ではないということ共有したいと思っている。

(4) じゃあどうやって会の利益を実現するのかということで、意義だけでは動けないので、保証はできないけれど、こういうことを前提としながらも、可能なところで実利も勝ち取っていかうというのがこの会。淡島ホテルの回収できる再建については、管財人の業務なので、それ以外のところでオーロラグループからの回収や、淡島ホテルと関係ないところは、今後この会で回収を考えたい。それから、ホテルの再建。現状は、任意売却か競売になるのか持ち分所有権を持っている方々の問題をどうクリアしていくのかという難しい問題であるが、ここもできれば、債権者の会の皆さんのイニシアチブで、今後のホテルの再建の道筋を立てていくというところを追求していきたいと思っている。

この間は淡島ホテルだけが破産申立を受けたので、淡島ホテルの対応に集中をしてきたが、他のところは全く破産も何もしていない。自分が会員権を東京アソシエイツから買った、あるいは東京アソシエイツにお金を貸した方もいる。また、長泉ガーデンにお金を投資した方もいる。そういう債権を持つ被害者の方への対応を考えていく必要があると思う。結果的には淡島ホテルだけが破産手続きになっているが、債権者の申し立てをした方々の真意では本当は全体を破産申し立てしたかったけれども、予納金が1億くらいかかるので、とてもそれはできないので淡島に絞ったという経緯がある。しかし、長田グループに騙された、許せないというところから、今回の破産申し立てになっている。同じ性格の被害だし、切り離して考えることはできない被害なので、ここをどう対応していくか、今後検討していきたい。また、長田氏、オーロラ責任追及のためには一体となって取り組む必要がある。先ほど言ったように、オーロラやグッドリゾートの経営をこれ以上やらせないということで、いろいろな対応を今、検討しているところ。もう一方で、各被害の性質や、対応をどうしていくかを弁護士の方でも検討して、今後は長泉ガーデンについての被害救済をどうはかっていくのかという、個別の被害ごとの方針も協議をして進めていきたい。

3) 会員の募集と会費徴収について

今日の提案になるが、1月の末をこの会の入会の期限にしていたが、先ほど言ったように管財人の業務がかなり難航し、時間もかかるだろうということで、5月26日の集会では破産手続きは終わらないとみられる。当面は5月26日の集会以降も、そしてそ

の集会の場でも、会の活動参加を呼びかけたいと思っている。つまり、加入を引き続き広げていきたいという提案をしたい。費用については去年の9月から月5千円と決めてもらっていたが、様子見で遅く入れば遅く入るほど、負担が少なくなるというのは、早く入った人とのバランスや平等の観点からあまり好ましくないので、入会してもらった方は去年の9月から起算して月5千円を納めてもらっている。今年の8月分まで、12カ月で計6万円になるが、ここまでは月5千円で会費はもらう。しかし、その後も延々と終わるまで月5千円を払うのかということになると、それは負担も大きい。かつ、そこまで経費が必要かという、必ずしもそれは必要ではないだろうということで、1年間6万円というのはみんな平等にもらうが、9月以降は人数を増やして、一人一人の負担を下げたらどうかという提案をしている。5千円ということは規約で決めたが、それは1年に限りということにして、今年の9月以降は減額する方向で考えている。どこくらい減額するかということは、皆さんのご意見を聞きたい。第6条の会費の規約が資料の4ページに書いてある。「5千円税込みと払うこととする」とあるが、この規約を線の入っているところが修正点だが、「当面の間」5千円ということにして、2020年9月以降の会費については活動状況、会員数を踏まえて全体会議で協議する。

◆弁護士・澤藤弁護士から、刑事告訴手続についての説明

弁護士の澤藤です。刑事告訴についての担当をしています。長田氏に事実上騙されたという方、直接会ったという方もいらっしゃるし、そうでないという方もいらっしゃると思うが、背後にいて全体の絵を描いたのは長田であろうということは、客観的な状況から明らかになっている。今、原弁護士からも説明があったが、別に私たちは特定の人を刑務所に入れることを目的に動いている団体ではない。皆さん債権者で、きちんとできる限り、自分の利益を保全したい、自分のお金を取り戻したいということを考えている。しかし、原弁護士からあったように、管財人が裁判所に任命されて、破産した会社がどうなっているのかを明らかにするというのが委託される。管財人に就任した弁護士は、いろいろな権限を行使して、会社の状況を調べ、会社がどんな財産を持っているか、会社がどんなふうに今まで皆さんに債務を負ってきたかをできるだけ追及して、これだけの財産があるということを明らかにして、それを皆さんに配当するというのが管財人の任務になる。

ところが普通は破産というのはバンザイして手を挙げた人、これ以上は金がないから勘弁してくれと言った人が申し立てをするから、「私はこんなに金がないんです」ということを、管財人になんでも明らかにするわけです。ところが長田の一味は絶対にそういうことをしない。だから、外側から、債権者の側から破産の申し立てをしたという、かなり例外的な特別なケースでこの件は進んでいる。そうすると何が起きるのか、管財人に会社が全く協力しない。会社の中でどんな会計がなされてきたのは、今までどんなふうに金を借りてきたのか、どうやって金を集めたのか、集めた金がどこに行ってしまったのかという、そういう情報を一切、管財人に協力しないで知らん顔をしている。こういうひどい状況なわけです。そうすると管財人も何をしたいのか分からない。どこに行ってお金を回収したらいいか分からない。それどころか、誰にご迷惑をかけていて、誰にお金を返さなければいけないのかさえ分からない。本当に破産管財人は、こんな大きな事件の管財人に任命されたけれども全く情報がなくてお手上げだ、私も会ってきましたが、大変困惑している様子だった。ですから、できないことはできないままなので、このまま放っておいたら、分かる範囲のことだけやってもうこれで無理ですね、でケースが終わってしまう可能性もある。

そうしないためには、この会の皆さんができるだけ多く結集し、そしてたくさん情報を集め、管財人に「このまま終わらせてもらっては困る」「これだけの被害者がいるんだ」と、しっかりとプレッシャーをかけていくのがとても大切になる。その中で私が非常に大切だと思っているのが、長田個人の刑事責任の追及です。警察の強制力のある捜査力が入って、何が行ったのかということのを明らかにしてもらわなくては、実際のところブラックボックス、闇の中で本当に何が起きたのか分からないまま。だから、破産の手続きを進めるためにも、そして長田に流出した財産がもしあるなら、それをきちんと

と把握して戻させて、皆さんのところに還元させるためにも、長田への責任追及は必要だと思う。その意味で、刑事的な責任追及がとても大切になってくると考えている。

すでに長田の刑事告発については動き始めている。Aの警察署で、具体的な話を進めている。刑事の方々は、非常に乗り気でおります。少なくとも私たちが把握しているだけで、**200億円程度の被害額がある巨額事件**。それを所轄の、大きな署ではないA署で事件化することができれば、彼らにとっても大金星。大変、興味を示していることは明らか。やりたい、筋も悪くないと。筋というのは、法律用語で「じゅうぶんに、これで起訴をして有罪にできる見込みがあるだろう」ということが今から言えるという意味。すでに面会は2回目まで行っているが、普通、こういった民事から崩れて刑事事件になった場合、なかなか警察は事件化しない。10回警察に通って、こちらが捜査官かと思うくらい様々な証拠を集めてからじゃないと、警察はほとんど動いてくれない。しかし、このケースは大変、前向きに捉えていて事件化したいということはかなり明確に言っている。それだけではなく、**事実上、内偵で捜査は始めている**ということも言っている。口座の金の動きであるとかについても、もう追いつ始めている。今、告訴状を置いていってもそれはそれで受理されるが、もう少しこちらで調べることができるが残っているので、そこまでやってくれたらもっとリソースを注ぎ込んで、一気に捜査につながるができる。なので、1月の下旬に行った際には告訴状は出さず、**最後の調整と詰め、最後の証拠まで集めた上でもう一度告訴をする打ち合わせする**という約束をした。今のところ、告訴しようとしている内容は、マリンパークに対する、資料の最後のページの記事にある、**3人の方が200万円ずつマリンパークに貸し付けをした**という事件についてです。これがかなり刑事事件化するのに有望であると考えているのは、金銭消費貸借契約書のマリンパークの代表者印が押された契約書があるが、その印がマリンパークの印鑑登録をされている印でもなければ、マリンパークが契約印として日常使っていた印でもない。おそらく、**長田が勝手に用意したものを勝手に押している**という点で、**文書偽造が容易に言える**だろうということがあり、これで刑事告訴をしようと考えている。これはこれで刑事告訴を狙うわけだが、実は、私たちにたくさんの被害者の方がいろいろな情報を寄せて下さっていて、もっと大きな金額、**2千万円以上の被害額**の方で、**直接長田と会って、お金を現金で渡した**というケースがある。こちらの方も警察に話をしたら、うちの管轄じゃないからあまり言わなかったけれど、それもかなり立件のしやすいケースだというふうに言われている。こちらの方での立件も警察へ届け出て、告訴をするかということも今、検討している。長田が、いろいろなしつぽを出している。彼は慶応の法学部の卒業だそうですが、最後のところでなかなか捕まらないように、上手に名義を使い分けたり、部下にかぶせたり、その会社の役員にはなっていないかたりと、いろいろな工夫をして、彼に金が流れているということ、あるいは彼が騙した主体であるということが表に出ないように、非常によく工夫をしている。しかし、いろいろなところでしつぽを出している。何力所か出ているしつぽを、逃さないように

しっかり掴んで、刑事告訴につなげていきたいと考えている。警察の反応も非常によいし、時間の問題できちんと刑事訴追できると考えている。次の回までにはもっと具体的な進展について、ご報告できればいいと思っている。

◆ 質疑応答

1)

・債権者は全部で何人か。

原弁護士からの回答：オーロラの役員に会って訊ねたところ、1000人くらいいると言っていた。

・その人たちは、どうしてこの会に入ってくれないか。もっといくらでも呼び込めると思う。

原弁護士からの回答：そういうこともありホームページを立ち上げ、「淡島ホテルを守る債権者の会」を検索すると、誰でも今日の会合の内容を見れるようになっている。我々も正規の手段で債権者と分かる方、例えば、仮差し押さえをして不動産登記簿に住所や名前が出ている方については、全部こちらで一覧にして、時々送ったりということをしている。

・最低でも2億の被害に遭っている人が2～3人いる。その方たちの話を聞いていると、また竹虎に騙されて、こうすればお金を一番で返すという言葉信じている。私の近い人は、1千万円払えば一番に返すと言われ、印鑑も押してあるからと信じている。そういう方をどう、こちらに取り込むか。この会は500人くらいにはなるのではないか。歯がゆい。私はお金が返ってくるという期待はしていない。けれど、悔しい。だから、徹底的に刑務所にでも入れたいという思いがある。

澤藤弁護士からの回答：おっしゃる通りだと思う。まだまだ被害者の方が増える。絶対数が何人いるかわからない。初期には金を貸したけれど、後から回収したお金で注ぎ込んで返してしまっている人もいる。ぐるぐる金を回している中で、どこまでが被害者で何人かというのは巨額詐欺事件では分かりにくい。ただ、私たちも広報には務めている。ネットのホームページは非常に充実したものですので、ぜひご覧いただきたい。何かニュースがあり、このことがメディアに出るたびにアクセスが必ずある。その度に、事務局が対応できなくなるほど、電話が鳴り続けて、実際に1つの回線に1日10本も電話がかかってくれば、対応者も含め、ほとんど他の業務ができないくらい。そういうことはすでに起こっている。それでも1日に10人ということは、5回あっても50人しか増えないわけです。全体の規模の大きさからすると、なかなか難しい。多分ですが、次は刑事告訴がちゃんとし、長田の身柄が抑えられるとか、そういった大きなイベントが起きた時、あるいは次の債権者集会とか、そこでまた大きく報じられれば、また私たちのところにたくさんのお問い合わせがくるのではないかと考えている。

事務局からの回答：いまだにどっちつかずという方がおられる。ぜひ、皆さんで誘ってこの会に入ってください。

原弁護士からの回答：今、105名の会員がいる。オーロラグッドリゾートはこの会をすごく意識している。おそらく一番熱心なホームページの読者はオーロラ。グッドリゾ

一トが「2次被害に注意」というチラシを皆さんに郵送している。「会費を払っても何も戻ってきませんよ」「債権者の会は詐欺グループです」と「2次被害に注意してください」というチラシを配っているが、「2次被害」と言っているのは、自分たちが「1次被害」ということなのかと。そういうことで、かなり対抗心を持っていて、焦っていることは確かである。

2)

・債権者の会の一人の弁護士です。質問というよりも、私の経験を話したいと思う。私も以前、債権者申し立ての管財人をやったことがある。大変苦勞しました。その時も、やはり債権者の方々の協力があると非常に心強い。むしろ債権者の方々は、うまく破産管財人を使うという表現は悪いが、働いてもらうことが必要になると思う。そういう意味では世話人の皆さん、それから弁護士の先生方、本当にご苦勞をされていると思います。私たちは、虎之助に会ってきました。私の依頼者は長泉ガーデンの会員でもある。長泉は淡島と違い、部屋が専用利用権で、その人だけが使えるようになっている。ある日、その部屋の中を見てみようと思い込んで乗り込んで行ったら、たまたま虎之助がいた。実力行使にあった。押し問答になって、私も若い弁護士を連れて行ったら、彼が怒りまくり、パトカーが来るという状況にまでなった。ただ、弁護士が実力で押し込んで仕方ないのでそこは引き上げたが、虎之助の一味と会うことができた。部屋を見せろと言うと、「金を払え」「金を払わなければ見せない」と言う。ですから、長田も悪いが、虎之助も非常に悪い。先ほどもお話が出ていたが、気持ちとしては虎之助を追い詰めていけるいいのではと思う。それは刑事告訴も含めて。私は、最初は個人で依頼を受けていて、裁判を起こして競売、差し押さえまでしたが、案の定、無譲与ということで取り消された。依頼者には情報の入り方、みんなで戦う姿勢、一人じゃ無理だろということで、依頼者にもこの会に入ることを勧め、今日は代理人として来た。虎之助は悪質で、とにかく悪知恵がまわるということがよく分かるので、ぜひ、会員の一人の代理人に過ぎないが、できることがあれば先生方のお手伝いをしたいし、ぜひ皆さん力を合わせて、長田と虎之助を追い詰めていければと思う。

原弁護士からの回答：オーロラは日光宮殿、箱根宮殿について、近日オープンという形で会員権の予約販売をし、1口450万円などでお金を集めている。恩慈さんや子野日さんが現地調査に行って、オープンどころか、改装も一切着手されていない。草が生い茂った廃墟があるだけと。何もオープンの準備をしていないようです。これは法律でいうと、不正競争防止法違反であるとか、不当景品類及び不当表示法違反という、消費者を誤らせる誤認表示じゃないかということで消費者庁に持ち込めないかという検討もしている。オーロラもそうだし、長田時代の淡島もそうだが、不特定多数から出資を集める、銀行の免許を持っていないのにそういう出資の集め方をしたり、確定利回りで定

期預金を募集したり、いろいろな情報が出てきている。金融庁の方にその辺の法律違反の告発、相談などを考えていきたいと思っている。

3)

・ 前回も聞いたが、105名という会員の被害額の集計は？

原弁護士からの回答：現在集計中だが、30億円くらい。

・ その中に長田グループ、オーロラグループと、被害の具体的な内容が2つに分かれると思う。その内容が把握できて、会員が増えていってほしいと思うが、そういう方達の被害の裏付けをしない限り、具体的な要求はできないのではないか。200億とかいう数字は、全体の予想される数字であって、この会として裏付けのある数字がなければ弱いのではないか。その内容も、皆さんから出された数字をそのまま集計しても法的に適用できる数字なのか、分からないはず。105名の入会する時に、被害額を提出してくださいと役員の方が言っていた。その裏付けは作っているのか。

事務局からの回答：作っています。入会申し込みをして、債権の届け出がない方には呼びかけて被害にあった債権額とどのようにして、何月何日にこの約束でお金を出した、何月何日にこういう会員権を買ったというものを提出してくださいということをお願いしている。

・ 提出した書類は全部あるか。

事務局からの回答：あります。

・ 今おっしゃった30億円という金額の裏付けは、法的に適用できる契約書や権利書や賃貸契約はあるのか。

原弁護士からの回答：原則として、それをつけて、自分はこちらにいくら被害に遭っているという資料を送ってもらっているが、中にはそれがまだ届いていない方もいる。そういう方には再度呼びかけをしている。

4)

・ この債権者の会は債権額（の回収）を目指すのか、経営権を目指すのかターゲットは作っているのか。何を狙っているのかが見えない。

発起人からの回答：淡島ホテルの現状については、先生から法的な立場で経過説明があった。現状、淡島ホテルはオーロラの傘下にある「GO」という会社が管理している。GOは今年の1月に取った謄本では、淡島ホテルの事業譲渡を受けた会社であると。このGOが事業譲渡を受けて運営管理はしているけど、債務は負わないということが登記されている。先生と管財人に会った際に確認したところ、GOが事業譲渡を受けたとい

うことは嘘であると。登記されているのは嘘だということを先方の会社の誰かが管財人に答えたのであろう。実際は淡島ホテルとグッドリゾートが事業譲渡を受けたと管財人に言っただけらしい。これ一つを取っても要は破産詐欺に抵触するような事項。

我々は、今、先生の説明の通り、あらゆる面で長田、オーロラの竹虎、グッドリゾートを追っている。最終的には我々の目的は淡島ホテル、長泉ガーデン、淡島マリパークを取り戻すのが狙いでいいと思う。しかし、我々は今の段階でどうやって取り戻すのかという手はない。我々は戦った中で、最終的にそこに結びつけなければいいということしか言えない。実際に、今の進捗状況を見て、実際に破産の法的な処置もなされている中で我々が戦いを続けていって、何を求めるかということ「取り戻す」というのが狙い。一部の債権者が破産を申し立て、実行された。しかし我々は最初から、破産というものも想定外だった。オーロラにしても、グッドリゾートにしても破産申し立ては想定外だっただろう。だから相当、慌てている。破産詐欺に抵触している情報がいくらかもある。事業譲渡の形、1万円で権利を切り売りしている状況。破産した物件の価値をなくしている。そういうことが現状行われているから、そういうものを追求し、我々が、管財人ができないこと、詐欺破産で告訴していく。我々でそういう訴えを起こしていかない限り、奴らの手から（淡島ホテルなどの経営権を）切り離すことができない。最終的には今言ったように、取り戻していくということを考えている。

・いつ何を誰に要求していくのか。具体的なストーリーを作らずに漠然としてはいけけないのでは。

事務局からの回答：今説明した通り、経営権を取り戻して、その中で被害に遭った方々に多少でも還元したいとお気持ちは分かりますが、世話人に入りどうしたらいいか、一緒に知恵を出してほしい。

5)

・私は長泉ガーデンに住んでいた。ずっと使っていける、占有できるということでお金を払って「終の住処」ということで住まいも売って移った。だから、住所も移している。今、目指すところが回復ということなので、会として、そこは私も含め、ほとんどの方が追い出されたので、ただ一人裁判によって、事情がよく分からないが、取り返している方もいる。鍵を返してもらって、利用している人もいるみたいだ。私たちが力を合わせて、出来ないかなど。会として、私が住んでいた部屋、他にもいらっしゃるだろうし、長泉ガーデンの方、たくさん他にも知り合いはいます。そういう方は復帰したいけれど、今更という気持ちがある。出てしまっただけ。それができるものかどうか。会としてお部屋を提供するというか、できるものなら、会として占有できないかなど思っている。

原弁護士からの回答：被害の種類ごとに、被害者の中でその被害のグループをどうするか検討していきたい。それをやりながら、一方でオーロラやグッドリゾートが経営なり

運営に携わっている限り、絶対にそこで抵抗にあう。できれば刑事手続なり、行政的な処分を受けさせて、もう運営にタッチできないような状況を作れないか。金融庁、消費者庁に相談しながら、行政の力で、警察の力で運営から撤退をさせる。それが大事なこと。今後、詰めていきたいと思っている

6)

・今のお話ですが、私の知り合いにそういう人がいる。3つ部屋を持っていて、2つは放棄し、1つは住んでいた。けれど電気は消される。食事は出てこないという話は聞いた。その方が住んでいるとしたら、またお金を払ったんだと思う。竹虎は騙しているから、お金をとって、住んでいいと。電気代なども全部自分で電力会社と契約しているそうで、他は全部消えているそう。

事務局からの回答：被害者が1000人以上いるのに、なぜ会員はまだ少ないのかという先ほどの意見があったが、いろいろな情報を頂いて、一人でも多くの会員に参加していただきたいと思っている。なかなか、状況がそれぞれ分からない。今、淡島ホテルをメインでやっているが、先ほど原先生からもあったように、淡島ホテルだけじゃない。東京アソシエイツや長泉ガーデン、淡島マリパーク、長泉山荘。ですから周りの方、お知り合いに情報を持っている方がいれば声をかけあって参加していただきたい。いまだに長田さんを信じている人もいるだろうが、長田さんが刑事訴訟で逮捕されれば目が覚めるのでは。情報をお持ちの方は、ご提供いただきたい。あるいは誘い合わせてこの会に入会していただければと思う。

7)

事務局からの報告：マリパークについて、ホテルにある渡し舟を仮差し押さえた。できることはやっている。淡島マリパークの建物、登記の中であまりお金のかからなそうなところを仮差し押さえている。どんどん、追い込めるところは追い込んでいると理解いただきたい。

・渡し舟が差し押さえさえたら往復できなくなるのか。

事務局からの回答：まだ仮差し押さえの段階。これから本裁判をして、近々結論が出る予定。

・そうしたら使えないのか。

事務局からの回答：お金を返してくる可能性もある。これは先ほど話が出た、印鑑が正しいか偽物かの違い。私の場合は印鑑が正しいものだったので、裁判所で正式に受け付けられた。近々結論が出るが、マリパーク側が出席しなければ、決定という形になる。

発起人からの回答：1口100万円、200万円の債権を持って、4つの渡し舟を仮差し押さえている。これが3月の初めに第一回裁判がある、向こうが欠席した場合は確

定になり、差し押さえになって回収に入る。マリパークは現状運営している。アニメの仕事で、好評を得ているという。この会社も裏を返せば、先ほど淡島ホテルを運営管理している、偽の事業譲渡を受けているGOが登記している。そして淡島マリパークの債権は負わないとしている。裏をどんどん嘘で固めている。しかし、今回の仮差し押さえに使った債券は正当な社債。去年の段階で社債期限が切れている。請求権などを行使したが、戻ってこないということで仮差し押さえをかけた。この後続いてくる債権者がどんどん出てくれば、第1回、第2回、合わせて8000万円の償還期限も切れる。淡島マリパークは8000万円のものを負わなくてはならない。次々にマリパークにかぶせて、オーロラのやり口、詐欺的な行為であると刑事訴訟を作り上げて追い出していく。マリパークは、おそらく返してくるのではないかというのが一つの見通し。しかし、それを返すと、後の3800万円が出てくる。こういうことが続いてくるので、どう考えていくか。マリパークの社長はおどおどしていた。まずオーロラは拒否してくるだろうと、オーロラの傀儡のような社長だから、欠席して確定する。船を止めていくとかそういうことをやらないと彼らは目を覚まさない。実力行使をして加えながら回収していきたい。

8)

・何を狙うかという質問があって、それについてはボランティアの主体になる方が、「淡島ホテルを取り戻す」とおっしゃっている。資料を読むと、淡島ホテルだけでなく、淡島ホテルとそれに関連する債権を追求する際には、オーロラなども追求していかなくてはならない。視野を広げていかないといけない。淡島ホテルだけでなく、それを取り戻すにあたっては他にもいろいろ関連することがある。そういうことを踏まえると、そもそもその会のネーミング、「淡島ホテルを守る債権者の会」というのはかなり狭い意味に聞こえる。会員を増やす、オーロラを通して債権者になった方々も一緒に戦ってもらおうという趣旨ならば、長くなるのでどう省力してもらうかはお任せしますが、「淡島ホテル及び長泉ガーデンの債権者の会」など、守るということは会の中で話し合うことであって、ネーミングからは外してはどうか。ネーミングももう一度考え直したらいかがでしょうか。

事務局からの回答：世話人会で検討し、次回お知らせする。

・「淡島ホテルほか関連債権者の会」ではどうか。

事務局からの回答：検討させていただきます。

9)

・私はみなさんのように悠長なことを言ってもらえる出資額ではない。なので、お金が返ってくるとは思っていない、とは思っていない。でなければ、この会には入っていない。

この会が債権回収を目指しているから入っている。その方向性であっているのかを確認したい。また、淡島ホテルを取り戻すという話でしたが、取り戻して経営して、その利益で債権を返してもらおうということを目指しているのか。それが長泉ガーデンであろうと、その他のグループであろうと、その利益で債権を返してもらえるのか。それと、会員を増やしたいということですが、東京アソシエイツからオーロラに株を譲渡した時点で、東京アソシエイツにオーロラの間がデータを抜きに来て、USBにデータを落とすといつた、東京アソシエイツの湯浅社長から聞いている。それができないのかどうか。データに基づいて、オーロラから私たちにしつこく電話がかかってくる。オーロラは詳細にいくら出資しているか、債権がどこにいつあるかということも全部把握して勧誘してきているはず。そのデータを持てば会員を増やす手段になると思っている。ホームページが充実しているとおっしゃっているが、皆さんの年代でホームページを検索できる人がどれくらいいるのか。私はあらゆる検索のワードを使って辿り着いた。それができる人がどれくらいいるか。まず、データを取っていただくことはできないのか。東京アソシエイツは今、電話が繋がらない状態になっている。私は湯浅社長と2019年4月まで連絡を取り合っていた。その後、どのようになったか誰かご存知でしたら教えてほしい。

原弁護士からの回答：まず皆さんの債権を法的な意味で回収できますかと言われると、まず淡島ホテルの債権について言いますと、裁判所が破産手続きの中で配当があるかどうかになる。淡島ホテルの債権者になると、法的な意味ではおそらく私が報告したように、回収は難しいと予想している。ではこの会は金銭的な利益がないのかといった場合、先ほど発起人から経営を取り戻すと言われたが、それはこの会や発起人が社長になってホテル事業を始めるという狭い意味の経営権でなく、債権者の会の活動を通じて、次の経営を担う人たちに対して影響力を持てるような会にすることによって、協力関係や影響力の中から、債権者の皆さんが被害にあった部分の、事実上の回収をしていく、利益を得るようなそういう仕組みをしたいと考えている。今後の見通しやスケジュールを明確にしてほしいとのことだが、まだ今騙されている人、被害が拡大しているというところで、まずそれをどうストップさせるか。それはグッドリゾートやオーロラを経営できないよう、国会議員の方々や行政や警察を使って、攻めていくことが大事だと思っている。ネーミングの件は賛成です。東京アソシエイツのデータを使ってということですが、東京アソシエイツは経営権を譲渡してない。譲渡していないのに、東京アソシエイツの会社が取得した個人情報をオーロラ、グッドリゾートが正規な手段を取らずに取得したこと自体が、東京アソシエイツの機密情報の漏洩に当たる疑いがある。それと同じことを我々はできない。それ自身が違法なので、東京アソシエイツのデータを使っているということは把握しているが、むしろそのこと自体を問題としていくしかないと思っている。

発起人からの回答：東京アソシエイツの湯浅社長は、一部の債権者の方は連絡が取れるようなことを聞いているが、我々が追っても雲隠れしているのが現状。事務所も設定されていない、電話も通じない。一回、捕まえて会ったことがあるがそれきりで、その後は連絡が取れないのが現状。東京アソシエイツの会員ですが、これはもうオーロラ、グッドリゾートから無視されている。しかし、法人会員、ここには政治家から一流企業が入っている。東京アソシエイツは、個人会員を扱っている。法人会員を扱っている会社は「富士駿河湾開発」という会社。ここが法人会員を取りまとめて、先月あたりまで年会費を17万円取っていた。法人会員は6000口あるが、1口3千万円の会員権を持っているのが一流会社で約400社。報道関係から、銀行関係、そういうものも含む。ところが、駿河湾開発の方で淡島ホテルが破産したということで、ある中堅の上場している会社が損金で落としたいけれど、落とせないとやっている。つまり、駿河湾開発は、淡島ホテルが破産しても破産はしていない。そういう問題が起き始めている。しかし、大半はどこも有名な会社なので、表に出るのが嫌だというのが現状。

◆次回会合

4月18日（土曜日）を予定。

会場：東京都中央区八重洲 1-8-17 新槇ビル7階

電話：03-6262-3553

アクセス：JR 東京駅 八重洲北口・中央口 徒歩1分

（八重洲地下街直結、18番出口 徒歩0分）

東京メトロ 銀座線・東西線

「日本橋駅（B3出口）徒歩5分」

以上

我々の被害を一般の方に知ってもらい、被害拡大を防ぐため、また長田グループ、オーロラの責任追及をしていくためにも、より多くの債権者の方々に「淡島ホテルを守る債権者の会」にご賛同、ご参加いただければと存じます。何卒よろしくお願ひ申し上げます。

「淡島ホテルを守る債権者の会」事務局

電話 03-5155-2062